

日商簿記1級・全経上級

平成26年度(2014年度)試験向け「改正論点」レジュメ

平成24年5月17日、企業会計基準委員会より、「退職給付に関する会計基準」が公表されました。

この基準の改正において、退職給付見込額の算定方法について、これまでの「期間定額基準」に、「給付算定式基準」が追加されました。「給付算定式基準」については、平成26年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

そのため、日商簿記検定試験の場合は、平成26年6月施行の第137回検定試験から適用され、全経上級簿記能力検定試験の場合は、平成26年7月施行の第174回検定試験から適用されます。

なお、計算問題としての出題可能性は低いと思われるため、理論対策として確認してください。

対象書籍

対象となる書籍は以下のとおりです。(なお、下記の書籍のうち、最新版である改訂六版については「給付算定式基準」が反映されています。)

- ◆ 『日商簿記1級とのおるテキスト商業簿記・会計学(Ⅱ) 改訂五版』
- ◆ 『サクッとわかる日商1級 商業簿記・会計学1 改訂五版』

□給付算定式基準

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算します。

退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算します。

(1)期間定額基準

退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法です。

(2)給付算定式基準

退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法です。

「期間定額基準」では各勤務期間の労働の貢献度が均等であるとして、退職給付見込額を各勤務期間に均等に配分します。

「給付算定式基準」では、給付算定式(企業において退職給付が算定される式)に各勤務期間の労働の貢献度が表されていると考え、給付算定式を基準にして退職給付見込額を各勤務期間に配分します。